

ERABERU 概要書面

特定商取引に関する法律 第42条第1項に基づく書面(契約締結前交付書面)

作成日:2026年7月1日(製本統合版)

この書面は、ご契約の前にお渡しする「概要書面」です。重要な内容が記載されていますので、お申込み・ご契約の前に必ず最後までお読みください。

1. 役務提供事業者(販売事業者)

名称:株式会社エヌイチ

所在地:〒160-0023 東京都新宿区西新宿3丁目7-30 フロンティアグラン西新宿1201

代表者:代表取締役 奥山 幸生

電話番号:03-5989-0039

E-mail:info@n1-inc.co.jp

2. 役務の内容(提供する役務)

役務(講座)名:ERABERU(エラベル)

役務の内容:①オンラインで提供する動画受講、及び②動画受講を前提としたアフターサポートの2つで構成する、オールインワンAIスクール。

【動画教材(買い切り)】3層構造で構成。

(1) 学ぶ:共通基礎(全8章)

(2) 極める:6講座(①動画編集 ②Webデザイン ③サムネイル ④Instagram運用代行 ⑤業務自動化 ⑥AI研修)

(3) 繋がる:受講者コミュニティ及び実践

【アフターサポート】受講者が選択したプランに応じて提供します(プランにより頻度・内容が異なります。詳細は下記「4. 役務の対価」の表)。

①コンシェルジュ面談(原則 月1回・1回50分)

②ZOOMによるオンライン面談(プランに応じ 原則 2週に1回 又は 週1回・1回50分/選択した講座に関する指導)

③チャットサポート(LINE・Slack/24時間送信可・返信は10:00~22:00)

④【VIPプラン限定】擬似案件(1件)を用いたポートフォリオ作成支援

受講場所・方法:受講者ご自身の任意の場所から、インターネット接続によるビデオ講義方式で受講。受講に必要なPC・ソフトウェア・通信環境は受講者が自己の責任と費用で用意するものとします。

3. 購入が必要となる関連商品

なし。ChatGPT・Claude等の第三者が提供する生成AIサービスは、受講者が任意に契約するものであり、当社はその販売・代理・媒介を行いません。

4. 役務の対価その他受講者が支払うべき金銭の額

・ライト(6ヶ月プラン): ZOOMオンライン面談 2週に1回／サポート期間 6ヶ月 598,000円(消費税込み)

・レギュラー(9ヶ月プラン): ZOOMオンライン面談 週1回／サポート期間 9ヶ月 698,000円(消費税込み)

・VIP(12ヶ月プラン): ZOOMオンライン面談 週1回／サポート期間 12ヶ月／擬似案件を用いたポートフォリオ作成支援 798,000円(消費税込み)

※ 動画教材(講座内容)は全プラン共通です。受講料の差は、アフターサポートの頻度・期間、及びVIPプランの実践支援(擬似案件を用いたポートフォリオ作成支援)の有無によるものです。

※ 分割(都度決済)又はショッピングクレジットをご利用の場合は、販売ページ記載の分割手数料が別途発生します。

※ 上記以外に、受講に必要な機器・通信環境等の費用は受講者のご負担となります。

※ また既に3ヶ月以内に受講している講座がある場合、その講座受講費用とERABERUのプラン料金の差額分のみをお支払いいただく形とする。この場合、中途解約時の返金計算の基礎となる契約総額は、当該差額(実際にお支払いいただく金額)とします。

5. 金銭の支払時期及び方法

支払方法: クレジットカード(一括払い)／銀行振込／頭金＋残額の都度(分割)決済／ショッピングクレジット(信販会社による分割払い)

支払時期: 本契約締結から3営業日以内

6. 役務の提供期間

動画教材: 買い切り形式で提供します。

アフターサポート: 選択したプランに応じ、決済日より【ライト＝6ヶ月／レギュラー＝9ヶ月／VIP＝12ヶ月】のいずれか。当該期間においてのみアフターサポートを受けることができます。

7. クーリング・オフに関する事項

■ クーリング・オフ(無条件解除)について

1. お客様は、本契約の概要書面又は契約書面(電磁的方法により交付された場合は当該電磁的記録)のうち、いずれか遅い方を受領した日を1日目として起算し、8日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録(電子メール info@n1-inc.co.jp 等)により、無条件で本契約を解除(クーリング・オフ)することができます。
2. クーリング・オフは、上記の書面又は電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生じます。
3. クーリング・オフの場合、お客様は損害賠償又は違約金その他いかなる金銭の支払いも要しません。当社が既に代金を受領しているときは、速やかにその全額を返金します。
4. クレジットカードを利用して購入された場合は、直ちにクレジットカード会社にも本契約を解除した旨をご連絡ください。ショッピングクレジット(信販会社を利用した分割払い)をご利用の場合は、割賦販売法に基づき、当該信販会社に対しても書面又は電磁的記録により、クレジット契約を解除する旨を通知することができます。
5. 当社がクーリング・オフに関し事実と異なることを告げ、又は威迫したことによりお客様が誤認・困惑してクーリング・オフをしなかった場合は、改めて当社からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、説明を受けた日から起算して8日間、クーリング・オフをすることができます。

8. 中途解約に関する事項

お客様は、上記クーリング・オフ期間の経過後も、本契約に係る役務提供期間中であれば、いつでも将来に向かって本契約を解約することができます。この場合に当社が請求できる金額は、次の額を上限とし、当社は既に受領した代金から当該金額を控除した残額を速やかに返金します。

- ・役務提供開始前の解約 金 15,000円
- ・役務提供開始後の解約 提供済みの役務の対価 + 違約金(下式により算定)
 - ・提供済みの役務の対価 = 契約総額 ÷ 役務提供期間の月数 × 提供済みの月数
 - ・残余対価額 = 契約総額 - 提供済みの役務の対価
 - ・違約金(上限) = 残余対価額 × 5%(ただし、その額が5万円を超える場合は5万円を上限とする)
- ・月数の計算 = 役務提供の開始日(起算日。原則として決済日とし、当社の事由により提供開始が遅れた場合は実際の提供開始日)からその翌月の応当日までをもって1か月とし、1か月に満たない端数はお客様に不利とならないよう切り捨てます。

※ 本項により当社が請求できる金額は、いずれの場合も特定商取引に関する法律第49条及び同法関係政令に定める額を超えません。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続

クレジット(包括信用購入あっせん・個別信用購入あっせん又はローン提携販売)を利用してお支払いになる場合、お客様は、本契約に関して当社に生じている事由をもって、クレジット会社等への支払いを拒むことができます(割賦販売法第30条の4、第35条の3の19、第29条の4第2項)。

10. 前受金の保全措置 講じていません。

11. 役務提供事業者の責任・免責に関する特約

当社は、天災地変・戦争・暴動・通信障害等の不可抗力により講座を提供できない場合、その責任を負いません。

オンライン講座の特性上、技術的な問題による一時的なアクセス障害が生じる可能性があり、その際の損害について当社は責任を負いません。

当社は、受講中の事故、受講者の能力又は技術が向上しないことに起因する損害については、損害賠償の責めを負いません。

相談時間やサービス内容は、合理的な事由がある場合に限り、事前に通知の上、変更となる場合があります。担当スタッフ・他受講生の状況によっては予約枠が埋まる可能性があります。

ただし、上記はいずれも当社の故意又は過失による不履行の場合を除きます。当社が損害賠償責任を負う場合であって、当社に故意又は重大な過失がないときは、その賠償額は、お客様に現実に生じた通常かつ直接の損害の額に限り、受講料として受領した金額を上限とします。また本書面の定めは、法令に基づきお客様に認められる契約の解除・取消し・返金・減額・損害賠償の請求その他の権利を妨げるものではありません。

12. その他(準拠法・管轄等)

準拠法: 日本法

協議: 本契約に関する紛争が生じた場合は、まず甲乙協議の上、誠意をもって解決を図るものとします。

合意管轄: 東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

本書面の記載内容は、別途交付する受講契約書(契約書面)と一体のものです。詳細は契約書面をご確認ください。

ERABERU 概要書面(特定商取引法第42条第1項)